

平成26年

第2回市議会定例会 議案第10号

函館市民体育館条例等の一部を改正する条例の制定について
函館市民体育館条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年6月12日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市民体育館条例等の一部を改正する条例

(函館市民体育館条例の一部改正)

第1条 函館市民体育館条例(昭和49年函館市条例第70号)の一部
を次のように改正する。

附則中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次
の1項を加える。

4 体育館(駐車場を除く。)は、当分の間、休館する。

第2条 函館市民体育館条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

函館アリーナ条例

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 市民にスポーツおよび文化活動の場を提供するとともに、各
種の大会、コンベンションその他の催事を通じて人や地域の交流を
促進し、もつて市民の健康で豊かな生活の実現ならびにスポーツお
よび文化の振興に寄与するため、市にアリーナを設置する。

第1条の次に次の1条を加える。

(名称および位置)

第1条の2 名称および位置は、次のとおりとする。

名称 函館アリーナ

位置 函館市湯川町1丁目32番2号

第2条中「体育館」を「函館アリーナ(以下「アリーナ」とい

う。)」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(施設)

第2条の2 アリーナに次に掲げる施設を置く。

- (1) メインアリーナ
- (2) サブアリーナ
- (3) 武道館
- (4) 多目的会議室
- (5) スタジオ
- (6) 控室
- (7) ランニングコース
- (8) トレーニングルーム

(トレーニングルームの使用者の範囲)

第2条の3 トレーニングルームを使用することができる者は、15歳以上の者(生徒にあつては、別表第2に規定する高校生に限る。)とする。

第3条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(使用の許可)」を付し、同条第1項中「体育館」を「アリーナの施設」に改め、同項に後段として次のように加える。

許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

第3条第2項中「体育館」を「アリーナ」に、「必要な条件を付する」を「必要があると認めるときは、条件を付す」に改め、同条に次の1項を加える。

3 アリーナの駐車場を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

第4条に見出しとして「(使用の不許可等)」を付し、同条第1項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「と認めるときは、使用」を「ときは、アリーナの施設の使用」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 秩序もしくは風紀を乱し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(2) 建物，附属設備等を損傷し，汚損し，または滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他アリーナの管理上支障があると認められるとき。

第4条第2項中「体育館は，同一人が引続き」を「アリーナの施設は，同一の者が引き続き」に改める。

第5条および第6条を次のように改める。

(目的以外の使用等の禁止)

第5条 第3条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は，当該許可に係るアリーナの施設を許可を受けた目的以外に使用し，他人に転貸し，またはその使用する権利を譲渡してはならない。

(利用料金)

第6条 使用者および第3条第3項の許可を受けた者は，アリーナの施設および駐車場の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に支払わなければならない。

2 利用料金の額は，指定管理者が，別表第1から別表第3までに掲げる金額の範囲内において，あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 指定管理者は，特に必要と認める場合について，あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより，利用料金を減免することができる。

4 利用料金の支払方法については，指定管理者が，あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

第6条の2を削る。

第7条を次のように改める。

(利用料金の不還付)

第7条 既納の利用料金は，還付しない。ただし，指定管理者は，特別の理由があると認める場合について，あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより，その全部または一部を還付することがで

きる。

第8条中「使用者は、体育館」を「アリーナの施設」に、「あたり」を「当たり」に、「をし」を「を設け」に、「とき」を「者」に改める。

第10条中「は、体育館」を「の者は、アリーナの施設」に、「寄付」を「寄附」に改める。

第11条第1項中「体育館」を「アリーナの施設」に、「終わった」を「終了した」に、「使用許可」を「使用の許可」に、「使用場所」を「その使用場所」に改める。

第12条中「使用者は、体育館の使用により」を「アリーナに入館した者は」に、「または備付物件を破損し」を「等を損傷し」に改める。

第13条を次のように改める。

(入館の制限)

第13条 委員会は、アリーナに入館しようとする者または入館した者が第4条第1項各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、または退館させることができる。

第13条の次に次の1条を加える。

(駐車場の管理)

第13条の2 アリーナの駐車場の管理に関し必要な事項は、函館市教育委員会規則で定める。

第14条第1項中「体育館」を「アリーナ」に改め、「(昭和22年法律第67号)」および「(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)」を削り、同条第2項第1号および第2号中「体育館」を「アリーナ」に改め、同条第3項中「前条」を「第13条」に改める。

附則第4項中「体育館」を「アリーナ」に改める。

別表第1および別表第2を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

専用使用利用料金

区 分				時間区分					
				午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後4時30分まで）	夜間（午後5時30分から午後10時まで）			
メインアリーナ	アマチュアのスポーツに使用する場合	入場料等を徴収しない場合		3面	14,000円	16,000円	20,000円		
				2面	9,400円	10,600円	13,400円		
				1面	4,700円	5,300円	6,700円		
		入場料等を徴収する場合		3面	40,000円	50,000円	60,000円		
				2面	28,000円	32,000円	40,000円		
				1面	14,000円	16,000円	20,000円		
	アマチュアのスポーツ以外に使用する場合	入場料等を徴収しない場合	営利を目的としない場合		3面	40,000円	50,000円	60,000円	
					2面	28,000円	32,000円	40,000円	
					1面	14,000円	16,000円	20,000円	
		入場料等を徴収する場合		営利を目的とする場合		3面	120,000円	150,000円	180,000円
						2面	80,000円	100,000円	120,000円
						1面	40,000円	50,000円	60,000円
		入場料等を徴収する場合		営利を目的としない場合		3面	120,000円	150,000円	180,000円
						2面	80,000円	100,000円	120,000円
						1面	40,000円	50,000円	60,000円
入場料等を徴収する場合		営利を目的とする場合		3面	360,000円	450,000円	540,000円		
				2面	240,000円	300,000円	360,000円		
				1面	120,000円	150,000円	180,000円		
サ	アマチ	入場料等を徴		1面	4,700円	5,300円	6,700円		

ブ ア リ ー ナ	ユアの スポー ツに使用 する場合	収しない場合					
		入場料等を徴 収する場合		1面	14,000円	16,000円	20,000円
	アマチ ユアの スポー ツ以外 に使用 する場合	入場 料等 を徴 収し ない 場合	営利を 目的と しない 場合	1面	14,000円	16,000円	20,000円
			営利を 目的と する場 合	1面	40,000円	50,000円	60,000円
		入場 料等 を徴 収す る場 合	営利を 目的と しない 場合	1面	40,000円	50,000円	60,000円
			営利を 目的と する場 合	1面	120,000円	150,000円	180,000円
	武 道 館	アマチ ユアの スポー ツに使用 する場合	入場料等を徴 収しない場合		3面	4,700円	5,300円
2面					3,200円	3,600円	4,600円
1面					1,600円	1,800円	2,300円
入場料等を徴 収する場合			3面	14,000円	16,000円	20,000円	
			2面	9,400円	10,600円	13,400円	
			1面	4,700円	5,300円	6,700円	
アマチ ユアの スポー ツ以外 に使用 する場合		入場 料等 を徴 収し ない 場合	営利を 目的と しない 場合	3面	14,000円	16,000円	20,000円
			2面	9,400円	10,600円	13,400円	
			1面	4,700円	5,300円	6,700円	
		営利を 目的と する場 合	3面	40,000円	50,000円	60,000円	
			2面	28,000円	32,000円	40,000円	
			1面	14,000円	16,000円	20,000円	

	入場料等を徴収する場合	営利を目的としない場合	3面	40,000円	50,000円	60,000円
			2面	28,000円	32,000円	40,000円
			1面	14,000円	16,000円	20,000円
		営利を目的とする場合	3面	120,000円	150,000円	180,000円
			2面	80,000円	100,000円	120,000円
			1面	40,000円	50,000円	60,000円
多目的会議室				3,000円	3,600円	4,500円
スタジオ				3,000円	3,600円	4,500円
控室				1,200円	1,400円	1,800円

備 考

- 2以上の時間区分にわたって使用する場合の利用料金は、当該使用に係る時間区分の上表の規定による利用料金の額（以下「専用使用基本利用料金の額」という。）を合算した額とする。
- 日曜日，土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における利用料金は、専用使用基本利用料金の額に当該額の5分の1に相当する額を加算した額とする。
- 許可を受けた時間区分を超えて使用した場合は、超過時間1時間までごとに、当該許可を受けた時間区分の次の時間区分の専用使用基本利用料金の額（午後10時以後にわたる超過時間については、夜間の専用使用基本利用料金の額。以下この項において同じ。）の2分の1に相当する額を利用料金として支払わなければならない。ただし、前項の規定の適用がある場合は、超過時間1時間までごとに、当該許可を受けた時間区分の次の時間区分の専用使用基本利用料金の額の2分の1に相当する額を専用使用基本利用料金の額とみなして同項の規定により算定した額を利用料金として支払わなければならない。

- 4 メインアリーナ，サブアリーナ，多目的会議室，スタジオまたは控室をそれぞれ全体の面積の2分の1に相当する面積で使用する場合の利用料金は，これらの施設を使用する場合（メインアリーナにあつては，3面を使用する場合とする。）のそれぞれの専用使用基本利用料金の額の2分の1に相当する額とする。
- 5 興行の目的で使用する場合の利用料金は，専用使用基本利用料金の額および前各項の規定による利用料金の額に100分の108を乗じて得た額とする。

別表第2（第6条関係）

個人使用利用料金

- 1 メインアリーナ・サブアリーナ・武道館・多目的会議室・スタジオ・ランニングコース

区 分	時間区分		
	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後4時30分まで）	夜間（午後5時30分から午後10時まで）
一般	400円	400円	400円
生徒（高等学校，特別支援学校の高等部および専修学校に在学する者（以下「高校生」という。）に限る。）	300円	300円	300円
児童 生徒（高校生を除く。）	200円	200円	200円

備 考

- 1 2以上の時間区分にわたって使用する場合の利用料金は，当該使用に係る時間区分の上表の規定による利用料金の額を合算した額とする。
- 2 次に掲げる者の利用料金は，無料とする。

- (1) 市の区域内に住所を有する障害者（身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている者およびこれらの者に準ずると認められる者をいう。以下同じ。）
 - (2) 市の区域内の学校に在学する生徒（高校生を除く。以下この号において同じ。）もしくは児童または市の区域外の学校に在学する生徒もしくは児童で市の区域内に居住するもの
 - (3) 第1号に掲げる者を介護する者で同号に掲げる者に同伴して入館するもの
- 3 市の区域内に住所を有する65歳以上の者（前項の規定により無料となる者を除く。）が使用する場合の利用料金は、一般の区分の者が使用する場合の金額として上表に掲げる金額の2分の1に相当する額とする。

2 トレーニングルーム

区 分	単 位	金 額
一般	2時間につき	400円
生徒（高校生に限る。）	2時間につき	300円

備 考

- 1 許可を受けた時間を超えて使用した場合は、超過時間1時間までごとに、上表の規定による利用料金の額の2分の1に相当する額を利用料金として支払わなければならない。
- 2 次に掲げる者の利用料金は、無料とする。
 - (1) 市の区域内に住所を有する障害者
 - (2) 前号に掲げる者を介護する者で同号に掲げる者に同伴して入館するもの
- 3 市の区域内に住所を有する65歳以上の者（前項の規定により無料となる者を除く。）が使用する場合の利用料金は、一般の区分の者が使用する場合の金額として上表に掲

げる金額の2分の1に相当する額とする。

別表第3を削る。

別表第4中「第6条の2関係」を「第6条関係」に、

「

駐 車 場 使 用 料

」を「

駐 車 場 利 用 料 金

」

に、「体育館」を「アリーナ」に改め、同表を別表第3とする。

(函館アリーナ条例の一部改正)

第3条 函館アリーナ条例の一部を次のように改正する。

附則中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 公布の日から起算して9月を超えない範囲内において函館市教育委員会規則で定める日

(2) 第2条および次項から附則第5項までの規定 平成27年4月1日

(3) 第3条の規定 公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において函館市教育委員会規則で定める日

(経過措置)

2 第2条の規定の施行の日以後における同条の規定による改正前の函館市民体育館条例(以下「改正前の条例」という。)別表第2の規定に基づく回数券(以下「旧回数券」という。)については、同条の規定による改正後の函館アリーナ条例(以下「改正後の条例」という。)別表第2 1の表に規定する施設を個人使用により同表に規定する一つの時間区分で使用する場合または別表第2 2の表に規定する施設を個人使用により同表に規定する2時間の単位での使用(児童にあつては、トレーニングルームの使用を除く。)をする場合に、旧回数券に係る使用券1枚につき、次の各号に掲げる旧回数券の区分に応じ、

それぞれ当該各号に定める金額を当該使用券 1 枚に加算して使用することができる。

(1) 一般に係る旧回数券 改正後の条例別表第 2 に規定する一般の使用に係る改正後の条例第 6 条第 2 項および同表の規定により定められた利用料金の額から 1 2 0 円を差し引いた額

(2) 高校生に係る旧回数券 改正後の条例別表第 2 に規定する生徒で高等学校，特別支援学校の高等部および専修学校に在学するもの（以下「高校生」という。）の使用に係る改正後の条例第 6 条第 2 項および同表の規定により定められた利用料金の額から 9 0 円を差し引いた額

(3) 小学生または中学生に係る旧回数券 改正後の条例別表第 2 に規定する生徒で高校生でないものおよび児童の使用に係る改正後の条例第 6 条第 2 項および同表の規定により定められた利用料金の額から 6 0 円を差し引いた額

（重要な公の施設の措置に関する条例の一部改正）

3 重要な公の施設の措置に関する条例（昭和 3 9 年函館市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「市民体育館」を「アリーナ」に改める。

（障害者および高齢者の公の施設の使用料の特例に関する条例の一部改正）

4 障害者および高齢者の公の施設の使用料の特例に関する条例（平成 7 年函館市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 1 4 号を削り，第 1 5 号を第 1 4 号とし，第 1 6 号を第 1 5 号とする。

第 4 条第 2 項第 6 号を削り，同項第 7 号中「第 1 6 号」を「第 1 5 号」に改め，同号を同項第 6 号とする。

（小学生および中学生の公の施設の使用料の特例に関する条例の一部改正）

5 小学生および中学生の公の施設の使用料の特例に関する条例（平成 2 2 年函館市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第2条中第13号を削り，第14号を第13号とする。

(提案理由)

市民体育館の建替えに伴い，同体育館の名称を函館アリーナに改め，および規定を整備し，ならびに函館アリーナの使用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることとするため